

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加希望者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市新ごみ処理施設整備等に係る設計施工監理業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市大久保町松陰 1131 ほか
- (3) 業 務 概 要 旧大久保清掃工場ほか解体及び新ごみ処理施設整備に係る設計施工監理業務 1 式
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から 2031 年（令和 13 年）3 月 31 日まで
- (5) 見 積 限 度 額 257,900,000 円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(コンサルタント部門)に、建設コンサルタント「廃棄物」に登録されていること。
- (2) 2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に、国内において国、地方公共団体(*)又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注で、一般廃棄物のごみ焼却施設（処理能力が 100t/日以上のものに限る。）の施設整備に係る施工監理業務を元請として完了した実績を有すること。
*地方公共団体には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する一部事務組合及び広域連合も含まれるものであること。
- (3) 以下ア、イを満たす総括責任者（管理技術者）を配置できること。
 - ア (ア)、(イ)のいずれかで登録されている技術士の資格を有する者を保有しており、その者を本業務における総括責任者(管理技術者)として配置できること。（専任性は求めません。）
 - (ア) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく衛生工学部門技術士「廃棄物管理」または「廃棄物・資源循環」
 - (イ) 技術士法に基づく総合技術監理部門技術士「衛生工学－廃棄物管理」または「衛生工学－廃棄物・資源循環」
 - イ 一般廃棄物のごみ焼却施設（ストーカ式焼却方式）建設工事の施工監理業務の実務経験を有する者
- (4) 提案仕様書 3 管理体制 (1) に記載の各技術者を配置できること。（専任性は求めません。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (10) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間
2025年4月28日（月）からダウンロード可能
- (2) 方法
上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にメールにて環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課へ質問書（指定様式）を提出してください。
- 受付期間：2025年4月28日（月）から2025年5月12日（月）午後4時まで
E-mail : newacc-constr@city.akashi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答
2025年5月16日（金）午後4時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 公募型プロポーザル業務委託参加申請書（1部／様式2）
 - イ 参考見積書（1部原本、1部コピー／様式3）
 - ウ 参考業務費内訳書（1部／様式4-1, 4-2）
 - エ 企画提案書（1部原本、14部コピー／「企画提案書作成要領」参照）
 - オ 公共性（施策反映）評価（その1）提出書（1部原本、14部コピー／「公共性（施策反映）評価（その1）について」参照）
 - カ 公共性（施策反映）評価（その2）提出書（1部原本、14部コピー／「公共性（施策反映）評価（その2）について」参照）
 - キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
発行日が公告日以降の日付のもの。写し（PDF形式を含む）でも可。
その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- (2) 書類の提出については、持参のみ受け付けます。提出の際は、事前に本市へ連絡し、本市が指定した時間帯に来庁すること。なお、様式21に必要箇所を記入のうえで持参すること。

ア 2025 年 5 月 16 日（金）午後 4 時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に提出してください。

イ 提出期限は、2025 年 5 月 26 日（月）午後 4 時です。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

（１） 日時 2025 年 6 月上旬

（２） 場所 明石市内

※日時・場所は参加申込書等の受付終了後に連絡します。

7 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第 25 条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の 110 分の 100 で記載してください。（税抜きで記載）

契約締結に際しては、落札金額に 10 % を加算した額で契約を行います。

なお、1 円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 無 部分払 無

※ 各会計年度における委託料の支払は業務完了後に支払うものとする。なお、支払限度額については以下のとおりとする。

令和 7 年度：委託料の 2.25 % 以内

令和 8 年度～令和 12 年度：協議による

10 契約の締結について

（１） 受託予定者

選定要領に基づき選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（２） 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（３） 暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 1 項の規定により、受託決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 8 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

（４） その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合に

おいては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- （１） 提出書類等が所定の日時までに到着していること。
- （２） 同一案件について２通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- （３） プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- （４） 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- （５） 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- （１） プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申し込み
- （２） 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申し込み
- （３） プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申し込み
- （４） 持参以外で提出されたもの
- （５） 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- （６） 申込みに必要な提出書類がないもの
- （７） 参考見積書の金額と参考業務費内訳書の内容が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- （８） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- （９） 公募型プロポーザル業務委託参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- （１０） 参考見積書の金額を訂正したもの
- （１１） 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 その他

- （１） 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- （２） 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- （３） 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成２２年条例第４号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- （４） プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- （５） 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事

前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。

- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 総括責任者(管理技術者)は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。